

国住指第 4 7 4 号
令和 2 年 5 月 2 1 日

各登録講習機関 御中

国土交通省住宅局建築指導課長
(公 印 省 略)

建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 3 報）

日頃より建築行政の推進にご協力いただきありがとうございます。

「建築士定期講習等における新型コロナウイルス感染症への対応について（第 2 報）（令和 2 年 4 月 8 日付国住指第 18 号）」により、5 月末まで建築士定期講習の実施を控えること等を要請するとともに、6 月以降の建築士定期講習等の実施については新型コロナウイルス感染症の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知としていました。

日本国内における新型コロナウイルス感染症のさらなる拡大が懸念されていることを受け、感染予防のため、建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 22 条の 2 に規定する建築士定期講習に係る登録講習機関及び同法第 24 条第 2 項に規定する管理建築士講習に係る登録講習機関におかれましては、今後の講習の実施について下記のとおりご対応いただきますようお願い申し上げます。

記

建築士定期講習に係る登録講習機関については、講習の実施がやむを得ないと考えられる特別な事情が存する場合を除き、本年 5 月末まで、実施を控えていただきますようお願いしているところですが、本措置を 6 月末まで延長いただきますようお願い申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症対策に係る感染拡大防止に起因する理由により建築士法第 22 条の 2 に定められた建築士定期講習に係る責務を果たせなくなるケースについては、現段階では引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止を優先することが重要と考えており、一級建築士及び構造設計一級建築士並びに設備設計一級建築士に係る建築士法第 10 条の規定の取扱いは柔軟に行うことを予定しており、また、二級・木造建築士についても同様の取扱いを都道府県に依頼している点について、実施の見直しの検討にあたりご留意いただければと思います。

また、管理建築士講習に係る登録講習機関については、早期の建築士事務所の開設を予定している等、特別の事情がある講習の受講予定者がいる場合を除き、本年

5月末まで、講習の実施を控えていただくようお願いしているところですが、本措置を6月末まで延長いただきますようお願い申し上げます。これまでと同様に、不要不急の受講を控えていただくよう、講習の受講予定者によく周知いただきますようお願い申し上げます。なお、講習を実施する場合においても、講習受講者、講師及び職員への感染拡大防止に万全を期すとともに、新型コロナウイルス感染症の感染者があることが判明した場合には、速やかに、都道府県等の保健所等の指導に従い、適切な措置を講じるようお願いします。

これら要請及び上述の建築士法上の取扱いに関する考え方については、建築士関係団体等を通じて周知していますが、貴機関におかれましても、講習の受講予定者に対して周知いただくようお願いいたします。

なお、7月以降の建築士定期講習及び管理建築士講習の実施については、感染の広がり等の状況を踏まえつつ、改めて検討し、通知いたします。

以上

【問合せ先】

国土交通省住宅局建築指導課 田伏、北川

TEL : 03-5253-8513